

# 第 89 回和光市都市計画審議会

## 和光都市計画 変更概要

(9) 和光都市計画 ごみ焼却ごみ処理場の変更 . . . . . 1

- 1号和光市ごみ焼却ごみ処理場の変更  
約 9,200 m<sup>2</sup>→約 5,600 m<sup>2</sup> 約 3,600 m<sup>2</sup> 減少
- 2号朝霞和光資源循環組合ごみ焼却ごみ処理場の追加  
約 24,500 m<sup>2</sup>

# 都市計画手続きスケジュール

## 都市計画手続き

都市計画変更 原案の作成

都市計画変更原案の公告 (R5.7.12)

都市計画変更原案の縦覧 (R5.7.12~8.2)  
 意見書の提出 0件

都市計画に関する説明会 (R5.7.15、7.19)

都市計画法第16条、  
和光市まちづくり条例  
第12条

意見書の提出  
3週間

都市計画変更 案の作成

都市計画法第19条

県知事協議 (R5.11.16回答)

都市計画法第17条

都市計画変更案の公告 (R5.12.1)

都市計画変更案の縦覧 (R5.12.1~12.15)  
 意見書の提出 0件

意見書の提出  
2週間

本日

都市計画審議会 (市) (R5.12.27)

都市計画変更決定告示 R6.1月頃

# ごみ広域処理施設整備の経緯

## ■朝霞市と和光市の現状

- ・ごみ処理施設の老朽化  
⇒処理能力の低下  
⇒維持管理コストの増加
- ・大規模修繕等により延命化



安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築のため、**早期建替えが必要**



ごみの広域処理の検討



朝霞和光資源循環組合の設立



## <広域化のメリット>

- ・環境負荷の低減
- ・熱エネルギーの効率的回収（交付金の活用）
- ・財政負担の低減など

# 朝霞和光資源循環組合による 広域処理施設の整備に伴う都市計画案件

## 都市施設 和光都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更

### 『都市計画法』

#### 第11条（都市施設）

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。

三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、  
ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

## 『建築基準法』

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。※ただし、当該市町村都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。

## 『都市計画運用指針』

(ごみ焼却場)

公益性の高い施設は、都市計画の手続において土地利用や他の都市施設との計画調整を図るとともに関係者間の合意形成を図るため、積極的に都市計画決定することが望ましい。



都市施設として都市計画に定める必要がある。

## 都市計画に定める事項

都市計画法第11条第2項によりごみ焼却ごみ処理場について都市計画に定めるもの

1. 施設の種類
2. 名称
3. 位置及び区域
4. 面積

## (種類) ごみ焼却ごみ処理場

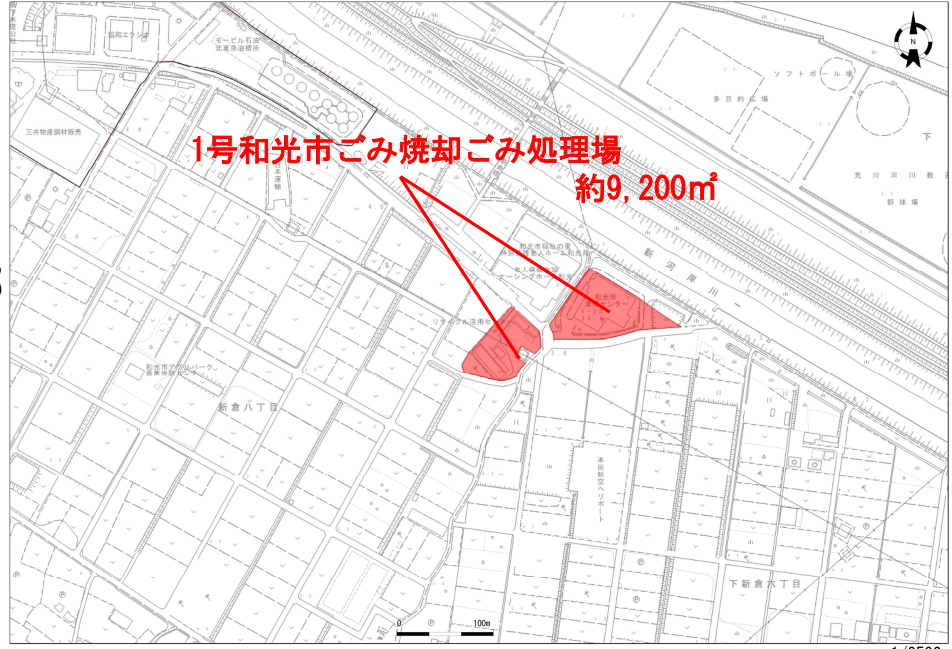
変更前

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却 ごみ処理場名			
1	和光市ごみ焼却ごみ処理場	和光市大字新倉字 五反田大字下新倉 字逆川 (下新倉六丁目、新 倉八丁目)	約9,200㎡	

### 1号和光市ごみ焼却ごみ処理場

#### 【施設概要】

- 名称 : 和光市清掃センター及び  
和光市旧ごみ焼却所(通称)
- 所在地 : 和光市下新倉6丁目、新倉8丁目の各一部
- 竣工年度 : 平成2年(1900年)3月  
(清掃センター)
- 最終決定 : 昭和62年11月11日



## (種類) ごみ焼却ごみ処理場

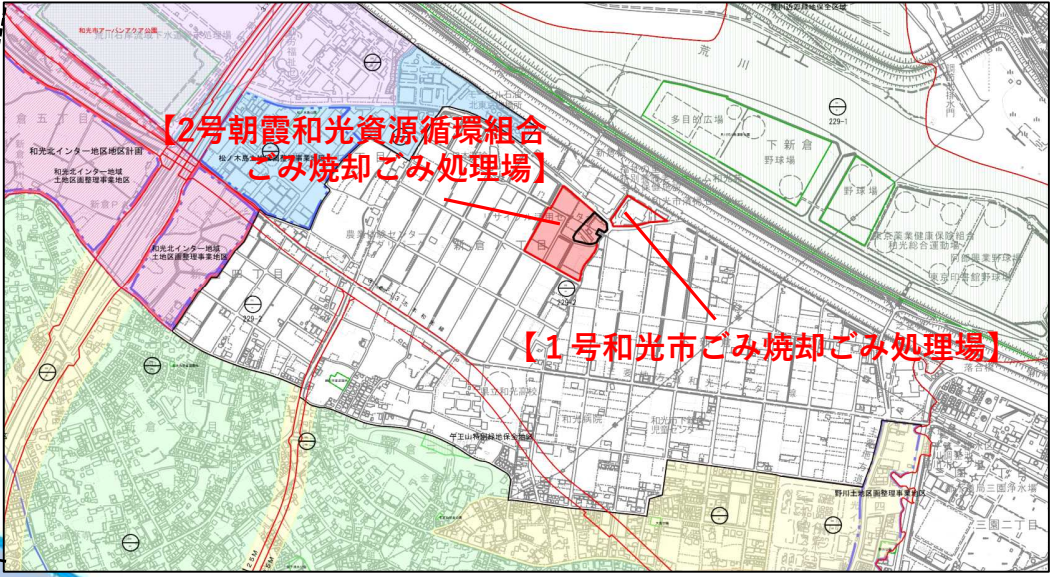
変更後

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却 ごみ処理場名			
1	和光市ごみ焼却ごみ処理場	和光市下新倉六丁目	約5,600㎡	
2	朝霞和光資源循環組合 ごみ焼却ごみ処理場	和光市新倉八丁目	約24,500㎡	

## 【変更理由】

和光市及び隣接する朝霞市では、ごみ焼却ごみ処理場を単独で保有し各々ごみ処理を行ってきたが、老朽化による処理能力の低下と維持管理コストの増加が課題となっており、早期建て替えが必要となっている。安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築のため、両市において、ごみの広域処理の検討がなされ、この度和光市内にて、新たに施設を設けることになったことから、朝霞和光資源循環組合ごみ焼却ごみ処理場を追加するものである。また、その敷地には既存の和光市ごみ焼却ごみ処理場の資源化施設やストックヤードの稼働が停止した区域を一部含むことから、和光市ごみ焼却ごみ処理場の一部区域を廃止し、その区域を含めて、朝霞和光資源循環組合ごみ焼却ごみ処理場を決定するものである。





【1号和光市ごみ焼却ごみ処理場】  
本施設は、和光市の北部に位置し、東武東上線と和光市駅から北東に約2.2 km、東京外環自動車道と和光北インターチェンジから東に約1 kmに位置する、面積約5,600m<sup>2</sup>のごみ焼却ごみ処理場。

【2号朝霞和光資源循環組合ごみ焼却ごみ処理場】  
本施設は、和光市の北部に位置し、東武東上線と和光市駅から北東に約2.0 km、東京外環自動車道と和光北インターチェンジから東に約0.8 kmに位置する、面積約24,500m<sup>2</sup>のごみ焼却ごみ処理場。

変更前



名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	ごみ焼却 ごみ処理場名			
1	和光市ごみ焼却ごみ処理場	和光市大字新倉 字五反田大字下 新倉字逆川 (下新倉六丁目、 新倉八丁目)	約9,200 ㎡	

